

上出来BEST8で利用可能な 税制優遇制度に関するお知らせ

「中小企業経営強化税制」では、中小企業者等が認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、税制優遇を受けることができます。

以下の商品を購入希望のお客様で、各種条件に該当する場合、制度をご利用頂ける可能性があります。

	商品パック名	事前登録番号
対象となる 上出来BEST8 商品	上出来8 土木フルパック Ver.8.2	382-2106-609-19L
	上出来8 土木フルパック+2 Ver8.2	382-2106-610-19L
	上出来8 土木フルパック+3 Ver8.2	382-2106-611-19L

「中小企業経営強化税制」に関して詳しくは、以下のサイトをご覧ください。

中小企業庁：経営サポート「経営強化法による支援」
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

税務上の手続きおよび制度利用可否に関して、詳しくは所轄税務署や担当省庁にご相談下さい。

税制の概要

青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

①中小企業者等とは？

・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人・協同組合等※ 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限りです。

②指定期間とは

平成29年4月1日から令和5年3月31日までの期間

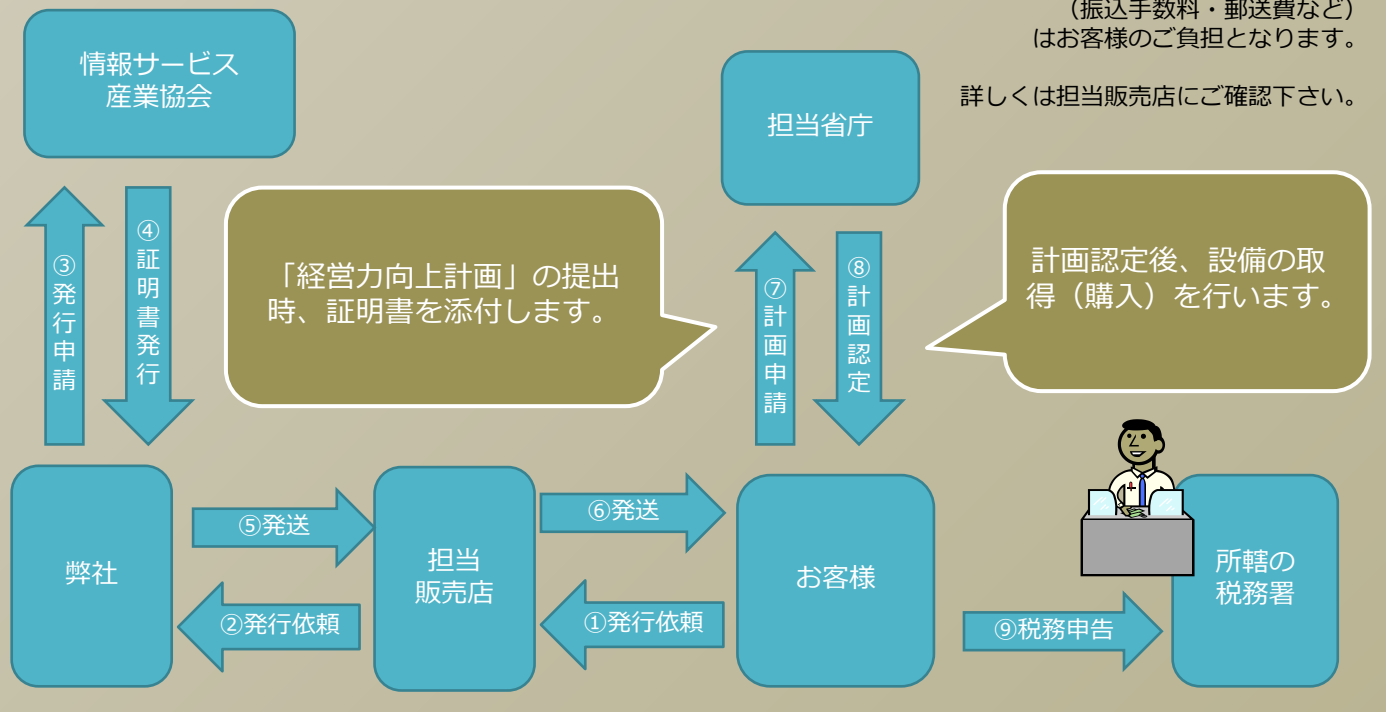
詳しくは「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き（令和3年度税制改正対応版）」等の中小企業庁資料をご覧ください。

※税務上の手続きおよび制度利用可否に関して、詳しくは所轄税務署や担当省庁にご相談下さい。

証明書発行の手続きと全体の流れ

証明書発行に係る情報サービス産業協会が定める発行手数料（証明書1通あたり3,000円）+手数料（振込手数料・郵送費など）はおお客様のご負担となります。

詳しくは担当販売店にご確認下さい。



税務上の手続きおよび制度利用可否に関して、詳しくは所轄税務署や担当省庁にご相談下さい。

PEACENET
株式会社ピースネット

〒022-0002 岩手県大船渡市大船渡町赤沢12-17
TEL : 0192-26-6331 FAX : 0192-21-1157

<http://www.peacenet.co.jp>

担当販売店